

意見書第 53 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年(2025年) 6 月 23 日提出

提出者	枚方市議会議員	大 地 正 広
		門 川 紘 幸
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		大 濱 暢 祐
		妹 尾 正 信
		鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人

〈提案理由〉

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求めるため。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、地方消費者行政の充実、強化が必要です。しかし、令和7年度末には多くの地方公共団体において、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金の活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持、消費者教育や啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念されます。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル対応に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
2. 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
3. 国が進める消費生活相談のデジタル対応に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

意見書第 54 号

米の価格の抑制及び安定供給を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)6月23日提出

提出者	枚方市議会議員	大 地 正 広
		門 川 紘 幸
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		大 濱 暢 祐
		妹 尾 正 信
		鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人

〈提案理由〉

米の価格の抑制及び安定供給を求めるため。

米の価格の抑制及び安定供給を求める意見書

スーパー等での米の販売価格は昨年の２倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫しています。

この米の価格上昇の主な要因は、２０２３年の猛暑により米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により米の需要が急増したこと、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われています。

そのような状況の中、政府は、本年２月より、価格高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため、備蓄米の活用を決定し、同年３月より放出しています。

しかしながら、農林水産省が６月９日に発表した米の平均価格は５キログラム当たり４，２３３円となっており、いまだ過去最高値圏で推移しています。

よって、政府は、米の価格の抑制及び安定供給に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- １．備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が現れるまでの間、活用を継続すること。
 - ２．今後の米の生産、販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、加工用米及び新規需要米の取組計画や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。
 - ３．米の生産拡大へ方向転換し、食料安全保障を強化すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

農林水産大臣

意見書第 55 号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)6月23日提出

提出者	枚方市議会議員	大 地 正 広
		門 川 紘 幸
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		大 濱 暢 祐
		妹 尾 正 信
		鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人

〈提案理由〉

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求めるため。

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内景気への下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられています。

特に、我が国の基幹産業であり、裾野の広い自動車関連企業をはじめとする多くの事業者による設備投資への判断や賃上げに対し、深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、早急な解決策が求められています。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者（以下「中小企業事業者等」という。）を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠です。

よって、政府は、米国の関税措置に対し、特に我が国の企業の9割以上を占める中小企業事業者等を対象に具体的かつ手厚い支援を行うため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
 2. 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、相談窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて、米国の関税措置による直接的、間接的な事業者への影響を踏まえたセーフティネット保証制度の適用等、資金繰り支援に万全を期すこと。
 3. 可能な限り速やかに、各省庁、政府関係機関での特設サイトの設置等により、正確かつ最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

意見書第 56 号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年(2025年) 6 月 23 日提出

提出者	枚方市議会議員	大 地 正 広
		門 川 紘 幸
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		大 濱 暢 祐
		妹 尾 正 信
		鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人

〈提案理由〉

事前復興まちづくり計画の策定支援を求めるため。

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

近年において、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきています。

大規模災害が発生し、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の各分野の基盤として先立って実施しなければならず、そのためにも早期の事前復興まちづくり計画の策定が求められます。

また、人口減少や少子・超高齢社会等の社会情勢を踏まえると、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておく必要があります。

国土交通省は、地方公共団体における復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点を当てた、事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定しました。一方、地方公共団体による復興まちづくりのための事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられますが、復興体制や復興手順の検討にとどまっているのが現状です。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うためには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要です。

よって、政府は、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定に対して、防災・安全交付金による財政的支援や技術的助言等を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

国土交通大臣

意見書第 57 号

大阪府立枚方支援学校の過大、過密及び教室不足の解消を図るため、 新たな知的障害支援学校建設を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)6月23日提出

提出者	枚方市議会議員	長	友	克	由
		松	本	佑	介
		前	田	富	枝
		妹	尾	正	信
		広	瀬	ひとみ	
		堤		幸	子
		松	岡	ちひろ	
		三	和	智	之

〈提案理由〉

大阪府立枚方支援学校の過大、過密及び教室不足の解消を図るため、新たな知的障害支援学校建設を求めるため。

大阪府立枚方支援学校の過大、過密及び教室不足の解消を図るため、 新たな知的障害支援学校建設を求める意見書

大阪府立枚方支援学校（以下「枚方支援学校」という。）は、枚方市、交野市を校区に持つ知的障害支援学校で、令和6年度は388人の児童、生徒が在籍し、9割以上が枚方市在住です。同校では、児童・生徒数の増加によって学級編制基準に見合う教室が長期間不足しており、令和2年度からは過大・過密解消のため、枚方市の4つの中学校区域（杉、津田、長尾、長尾西）及び交野市に在住の高等部生徒は、生活圏、福祉圏から離れた場所にある大阪府立交野支援学校四條畷校に通わざるを得ない状況になっており、小中高と一貫して同じ学校に通うことができず、また、環境の変化による負担、長時間通学による負担が大きくなっています。

また、枚方支援学校は、旧村野中学校跡地内に府立むらの高等支援学校と併設されたため、狭い敷地内で運動場や教室等の一部を共用していますが、教育課程や校時が異なるため、2校間での教室や行事の調整が煩雑で教育上大きな問題となっています。

加えて、教員不足も深刻で、児童・生徒数の増加に伴い、児童・生徒1人当たりの教職員数が減っているという状況も生じています。

大阪府学校教育審議会の平成4年度答申では、知的障害支援学校の児童・生徒数は、150から200人程度の規模での学校整備が妥当とされ、平成20年度答申では当該規模を大きく上回っている学校については、速やかに対応をするべきと示されています。その上、北河内全体の児童・生徒数は今後も増加することが予想されます。

さらに、令和3年度に国において特別支援学校設置基準が策定され、大阪府は、当該基準への不適合を令和14年度までに解消する方針を示し、令和11年度には大阪府立交野支援学校四條畷校を本校化するとしていますが、それだけでは、現在、北河内に在籍する児童・生徒数に見合った教育環境の整備とは言い難く、教室不足の解消までには至りません。

よって、大阪府は、枚方支援学校の慢性的な教室不足・教員不足解消のため、枚方・交野地域に小・中学部、高等部のある知的障害支援学校を新設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提出先〉

大阪府知事

大阪府教育委員会教育長

意見書第 58 号

消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)6月23日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

消費税の減税及び必要な財源確保を求めるため。

消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書

本年４月における全国の消費者物価指数の総合指数は、２０２０年を１００として１１１．５、前年同月比で３．６％上昇しており、物価高が国民生活を圧迫しています。また、実質賃金は昨年度まで３年連続で前年度比マイナスとなり、賃上げが物価高騰に追いついていない状況が続いています。個人消費が冷え込む上に、米国の関税措置が実施され、日本経済の先行きへの不安も広がっています。

こうした状況に対し、政府は、ガソリン価格の引下げと電気・ガス料金補助を再開するとしていますが、物価高騰対策としての効果は極めて限定的です。今、最も効果的な物価高騰対策は、多くの世帯で最も重い税負担となっている消費税の減税です。消費税の減税は、家計の負担を軽減するとともに、内需を活発にして景気を支えることに直結します。

一方で、各種世論調査の結果が示すように、国民の中には、消費税の減税は将来負担の先送りになるという不安が存在していることから、消費税の減税を行うための責任ある財源確保が必要です。

よって、国会及び政府は、消費税を緊急に減税し、国民生活の負担軽減を図るとともに、国民の将来負担の増加につながらない恒久的な財源の確保に努めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

衆 議 院 議 長
財 務 大 臣

参 議 院 議 長
経 済 産 業 大 臣

総 務 大 臣
経 済 再 生 担 当 大 臣

意見書第 59 号

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備に係る住民説明会の開催を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)6月23日提出

提出者	枚方市議会議員	大 津 真沙樹
		野 村 生 代
		奥 野 美 佳
		八 尾 善 之

〈提案理由〉

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備に係る住民説明会の開催を求めるため。

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備に係る 住民説明会の開催を求める意見書

1939年3月1日、本市の禁野火薬庫において砲弾解体中に引火が原因となる大爆発が29回も発生したことから、死者94人、負傷者602人、家屋の全半壊及び全半焼821戸、4,400世帯以上が被災する大惨事となりました。その後、火薬庫は、本市から精華町に移り、陸上自衛隊祝園分屯地の火薬庫となっています。

2022年に安保関連3文書が閣議決定され、防衛費の大幅な増額、長射程ミサイルの保有、弾薬庫の増強など、防衛計画が次々と実行に移されています。その一環として、祝園分屯地においても、火薬庫8棟が増設されることが公表され、昨年末には新たに6棟の増設計画が追加されています。

祝園分屯地所在地の精華町及び京田辺市をはじめ周辺自治体の住民からは、貯蔵量増加やミサイル保管に対する懸念の声や、不安定な国際情勢の下での報復攻撃の危険性などを心配する声上がり、1万人を超える人から住民説明会の開催が求められました。京田辺市に隣接する本市も祝園分屯地から10キロ圏内に位置しており、無関係とは言えません。

また、2023年6月の精華町議会では、国に対して、住民説明会を開催し、火薬庫等の整備に係る工事内容に加え、土質等の調査結果と今後の計画の説明を行うことを強く求める意見書を可決しており、今後の火薬庫等の整備の目的と内容、火薬等の保管内容と保管形態、火薬庫等完成後のミサイル等の輸送ルートなど、総合的な説明が求められています。

よって、政府は、陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫増設に係る工事内容だけの説明ではなく、今後の火薬庫等の整備などに係る総合的な住民説明会を速やかに開催するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

防 衛 大 臣